

介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら 料金表 (通所リハビリテーション) 《1割負担》

自己負担額(長時間型)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
施設サービス費	1日	774 円 (714単位)	933 円 (861単位)	1,091 円 (1,007単位)	1,248 円 (1,152単位)	1,407 円 (1,299単位)	サービス提供時間 6時間以上8時間未満
食費	1食	700 円					昼食・おやつ材料費
1日あたりの基本料金(長時間型)		1,474 円	1,633 円	1,791 円	1,948 円	2,107 円	施設サービス費+食費

自己負担額(短時間型)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
施設サービス費	1日	474 円 (437単位)	555 円 (512単位)	636 円 (587単位)	717 円 (662単位)	799 円 (737単位)	サービス提供時間 3時間以上4時間未満

加算料金

入浴介助加算	1日	55円 (50単位)					施設で入浴を行った場合に算定
リハビリマネジメント加算	1月	249円 (230単位)					リハビリ計画書を作成し、計画に基づいてリハビリやケアを行った場合に算定
リハビリマネジメント加算Ⅱ	1月	1,105円(1,020単位)					医師・療法士等の他職種が連携し、リハビリや介護を行った場合に算定
栄養改善加算	1日	163円 (150単位)					低栄養状態の改善に向けて指導等を行った場合に算定 月2回まで
口腔機能向上加算	1日	163円 (150単位)					口腔機能の向上に向けて指導、訓練等を行った場合に算定 月2回まで
重度療養管理加算	1日	該当なし	109円 (100単位)				要介護3、要介護4または要介護5であり、人工呼吸器を使用している、中心静脈注射を実施している等の厚生労働大臣が定める状態にある場合に算定
中重度者ケア体制加算	1日	22円(20単位)					中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定リハビリテーションを行った場合。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日	20円(18単位)					サービス提供体制が厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定
処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数(施設サービス費単位+加算単位)の47/1,000×地域単価(10.83)の10%					介護職員の賃金の改善等が厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定

*短期集中リハビリテーションマネジメント加算(ご利用者様負担分・1日120円)は、短期集中的にリハビリテーションを受けた方に限り加算させていただきます。

介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら 料金表 (通所リハビリテーション) 《2割負担》

自己負担額(長時間型)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
施設サービス費	1日	1,548 円 (714単位)	1,866 円 (861単位)	2,182 円 (1,007単位)	2,496 円 (1,152単位)	2,814 円 (1,299単位)	サービス提供時間 6時間以上8時間未満
食費	1食	700 円					昼食・おやつ材料費
1日あたりの基本料金(長時間型)		2,248 円	2,566 円	2,882 円	3,196 円	3,514 円	施設サービス費+食費

自己負担額(短時間型)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
施設サービス費	1日	948 円 (437単位)	1,110 円 (512単位)	1,272 円 (587単位)	1,434 円 (662単位)	1,598 円 (737単位)	サービス提供時間 3時間以上4時間未満

加算料金

入浴介助加算	1日	110円 (50単位)					施設で入浴を行った場合に算定
リハビリマネジメント加算	1月	498円 (230単位)					リハビリ計画書を作成し、計画に基づいてリハビリやケアを行った場合に算定
リハビリマネジメント加算Ⅱ	1月	2,210円(1,020単位)					医師・療法士等の他職種が連携し、リハビリや介護を行った場合に算定
栄養改善加算	1日	326円 (150単位)					低栄養状態の改善に向けて指導等を行った場合に算定 月2回まで
口腔機能向上加算	1日	326円 (150単位)					口腔機能の向上に向けて指導、訓練等を行った場合に算定 月2回まで
重度療養管理加算	1日	該当なし	218円 (100単位)				要介護3、要介護4または要介護5であり、人工呼吸器を使用している、中心静脈注射を実施している等の厚生労働大臣が定める状態にある場合に算定
中重度者ケア体制加算	1日	44円(20単位)					中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定リハビリテーションを行った場合。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日	39円(18単位)					サービス提供体制が厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定
処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数(施設サービス費単位+加算単位)の47/1,000×地域単価(10.83)の10%					介護職員の賃金の改善等が厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定

*短期集中リハビリテーションマネジメント加算(ご利用者様負担分・1日239円)は、短期集中的にリハビリテーションを受けた方に限り加算させていただきます。